口座振替のご案内

区への月極延長保育料の納付につきましては、**原則として口座振替となります。「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」を同封しておりますので、申し込みをお願いします。**

１　申込方法

（１）「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」（３枚複写）に必要事項を記入し、口座振替を希望する公金取扱金融機関の窓口にお持ち込みください。お手続きの際は、通帳・印鑑が必要な場合があります。

※　お手続き方法の詳細については金融機関によって異なる場合があります。

※　楽天銀行をご利用の方は、必要事項を記入（押印は不要）し、３枚複写全てを区に提出してください。後ほど楽天銀行から送信されるメールを確認し、必要なお手続きを行ってください。

※　既に入園されているお子さんと同一の口座から振替する場合は、金融機関での手続きが不要です。「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項を記入し、３枚複写全てを区に提出してください。

（２）複写２枚目の用紙（納付届）に**金融機関の確認印を受け、**区にご提出ください。
金融機関によっては、金融機関が納付届を預かり、区へ送付する場合もあります。

【区への提出方法】

①　窓口で提出する場合

区役所６階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所
中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センター
お子さんの在園施設（区内認可保育所・認定こども園）

※　在園施設にご提出いただいた場合、保育入園係に書類が届くまで数日から１週間程度かかる場合があります。

②　郵送で提出する場合

〒104－8404　中央区築地１－１－１
中央区役所　保育課保育入園係　宛

※　郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などをご利用ください。
なお、郵便事故に関しての責任は負いかねます。

（３）複写３枚目の用紙はご本人控えとなりますので、お手元で保管してください。

口座振替ができる金融機関はこちらをご確認ください。

裏面もご確認ください。

２　記載上の注意事項

（１）口座名義について

登録いただける口座名義は、保護者またはお子さん当人のものに限ります。

（２）口座振替開始希望月について

口座振替の開始希望月の10日までに、保育入園係に納付届が届いている必要があります。それ以後に届いた場合は、翌月分から開始となります。金融機関を経由して納付届を送付する場合には特に余裕をもって開始希望月をご記載ください。

なお口座振替開始の通知等はお送りしておりません。登録状況についてはお問い合わせください。

３　その他の事項

（１）口座振替日について

当該月分の納期限日です。納期限日は、月末日（ただし、月末日が土・日・祝日の場合は翌営業日）となります。

また納期限日を過ぎた分について引き落とすことはできません。

（２）口座振替の領収書・振替済通知書等について

発行いたしません。

月極延長保育料の徴収証明書が必要な場合は、「保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」をご提出ください。依頼書が区に到達してから、通常１週間程度（※　祝日・年末年始を除く）で発送いたします。

「保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」は区ホームページからダウンロードできます。（ページ ID：4730）

中央区福祉保健部保育課保育入園係
０３（３５４６）５２２７・５３８７・９５８７
午前８時 30 分～午後５時（土日・祝日・年末年始を除く。）